

遺言制度の見直しにおける論点の検討(2)

第1 デジタル技術を活用した新たな遺言の方式の在り方

1 想定される利用者等

5 一般に、現状下で遺言を作成しようとする者として①弁護士等の専門家に相談する高齢者、②専門家に相談せず独自に遺言を作成しようとする高齢者、③終活のため遺言を作成する中年者等、④リスク管理のため遺言を作成する中年者等、⑤抽象的に遺言作成を希望している者が考えられ、これらの者のうちの一部が、新たな方式により遺言を作成しようとするものと想定されるとの観点がある。

10 上記のような観点について、他にも想定される利用者があるか否かなど、どのように考えるか。

また、想定される利用者についての上記のような観点を踏まえた上で、新たな遺言の方式について求められる条件や、複数の新たな遺言の方式を設けることの要否等について、どのように考えるか。

(補足説明)

1 想定される利用者についての分析

20 第1回会議及び第2回会議では、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式が創設されることについて、選択肢が増えることは望ましいとの意見が大勢であった。他方で、デジタル技術を活用しても、現行の方式よりも手続が煩雑となり時間や費用を要するのであれば、結局は利用されないのではないかと指摘、高齢者においてデジタル技術を活用して作成することができるのか疑問があるとの指摘、新たな遺言の方式の利用者としてどのような者を想定するかによってその在り方が変わるのではないかと指摘、方式のうちどの部分についてデジタル技術を活用し、又は他の手段で補うのかについては、利用者層を念頭に置きつつ複数の方式を検討してもよいのではないかと指摘等があった。

30 これらの指摘を踏まえると、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式について検討を進めるためには、その想定される利用者について、一定の観点を得ることは有益であると考えられる。そこで、「遺言制度のデジタル化に関する調査研究報告書」(参考資料2)のうち、有識者ヒアリング、アンケート調査及びインタビュー調査(第8章から第10章まで)を踏まえて作成された「第11章 デジタル化された遺言の想定利用者についての分析」を踏まえると、以下のとおり整理することが考えられる(注)。

なお、以下の検討は、高齢者（70歳以上）とそれ以外とを分け、また高齢者についてはデジタル機器等の操作に不慣れな者が比較的多いことを前提としているものの、飽くまで便宜上の分類である上、将来においても同様の状況かは必ずしも明らかでない。そのため、現時点での一定の観点を提供する限度のものであることに留意する必要があると考えられる。

(1) 高齢者（70歳代以上）

ア 専門家相談型

遺言を作成しようとする高齢者が専門家に相談すると、専門家により各方式の遺言のメリット・デメリットが説明された上で、どの方式で遺言を作成するかが決定される。一般に、財産が多い場合、遺言能力等をめぐる紛争が予想される場合及び自筆証書遺言の全文自書要件について物理的又は心理的負担を感じる場合には、公正証書遺言が選択され、これらに該当しない場合には自筆証書遺言が選択されることとなる。

この類型の者は、遺言の作成を相談した専門家が勧める限りにおいて、デジタル化された遺言を利用するものと考えられる。したがって、その者がどれだけデジタル化された遺言を利用するかは、専門家の助言次第となる。特に、財産が多くなく、遺言内容も単純であり、紛争可能性が低いにもかかわらず、自書することが困難であるために、これまで公正証書遺言の作成を促されていた者は、遺言作成にかかる費用の節約等を目的として、デジタル化された遺言の利用に移行することが考えられる。もっとも、専門家がデジタル化された遺言を広く勧めるためには、当該制度が遺言の真正性・真意性において信頼できるものであることが必要になると考えられる。

なお、デジタル化された遺言の作成に際しては、デジタル機器等の操作が必要になると考えられるが、当該専門家から操作方法についても助言がされるものと思われる。したがって、デジタル機器等の操作に不慣れな者であっても、遺言の作成に特に大きな障害は生じないものと考えられる。

イ 独自作成型

高齢者の中でも、万が一のために遺言を作成しようとする者は、遺言の作成のために費用をかけることを避ける傾向にあり、専門家に相談せず、自分でインターネットや書籍等によって調査をした上で、自筆証書遺言を作成する傾向がある。また、紛争の可能性が低いと考えているため、専門家に相談することのメリットよりも、財産状況や遺言の内容を知られることのデメリットを重視する傾向もある。

なお、遺言書は自宅で保管することが多いところ、自分の死後に発見されるかどうか不安を抱いている者も多い。自筆証書遺言書保管制度については、(そもそ

も制度を知らない者もいるが、説明を受けた上でなお) 遺言を作成するたびに保管申請の費用及び手間がかかることに負担を感じる者もみられる。

このタイプの者は、費用や手間があまりかからない限りで、デジタル化された遺言を利用するものと考えられる。年齢的に、病気等により自書することが難しく、自筆証書遺言の全文自書要件を負担に感じている者もいると考えられ、一定の利用が見込まれる。もっとも、デジタル化された遺言について、自分が作成したものと認められるかどうか、作成後に変造されることがないかということに不安を持つ者も一定数いる。そのため、このタイプの者が、デジタル化された遺言をどれだけ利用するかは、費用や手間の程度、真正性の担保の程度、保管制度の在り方によるものと考えられる。また、デジタル機器等の操作に不慣れな者が(少なくとも当面は)多いものと思われ、それらの者においては、作成方法に関する支援が必要と考えられる。デジタル機器等の操作を複雑・困難であると感じ、デジタル化された遺言の作成に自信が持てない場合には、自筆証書遺言を作成するものと考えられる。

(2) 比較的低い年齢層(中年者等)の者(40歳代から60歳代が中心)

ア 終活型

比較的低い年齢層の者でも、例えば、病気に罹患し余命が短いことが判明した場合や、何らかの事情により親がその子どもについて未成年後見人を指定しようとする場合等に、遺言書を作成することがある。この場合、比較的差し迫った必要性に基づいて遺言をするため、弁護士等の専門家に相談することが多く、遺言内容が複雑であったり、紛争が生じる可能性が高かったりする場合には、公正証書遺言が選択される一方、そのような場合に該当しない場合は自筆証書遺言が選択される。また、若く情報収集能力もあるために専門家に相談せずにいずれかの遺言書を作成する者もいると考えられる。

このタイプの者は、専門家に相談する場合にはその助言により、そうでない場合には自ら調査して、デジタル化された遺言を利用することが考えられる。年齢的に、デジタル機器等の操作にある程度慣れている者が多いものと思われ、作成方法に関する支援は、それほど必要としない。手間がかからないものであり、遺言の真正性が担保されていると感じる制度であれば、利用する者が多いと考えられる。

イ リスク管理型

会社経営者等が、会社の株式の処分等に関して遺言をする場合のように、リスク管理のために遺言することもある。なお、海外旅行に行くに際して遺言を作成する者があるとの指摘もある。

財産が多く、遺言の内容も複雑になることから、専門家との相談の上、公正証書遺言を作成するのが標準的である。もっとも、日々の業務で忙しいことなどか

ら、公証人の下に赴いて遺言を作成することに時間的な負担を感じる者も多い。また、専門家に相談せず、自分で文献の調査等を行い、自筆証書遺言を作成する者もいると考えられる。

このタイプの者は、今後の事情の変化に応じて遺言内容を変えたいという希望を持つこともあると考えられるため、他のタイプの者よりは、一度した遺言の内容を（場合によっては複数回）、新たに遺言を作成することも含めて変更することが多いとも想定される。また、簡便に作成・修正できることを重要視すると考えられ、デジタル化された遺言が手間のかからないものであれば、利用する者が多いと考えられる。他方、特に保管について手間や費用がかかる制度となった場合には、その利用を躊躇する可能性もある。年齢は相対的に若く、デジタル機器等の操作に慣れている者が多いと思われ、作成方法に関する支援は必要としないと考えられる。

(3) 抽象的に作成を希望する者

直ちに遺言を作成しようと考えているわけではないが、抽象的な遺言作成希望を持っている者も想定される。必ずしも差し迫った必要性がなくても、遺言を作成することの重要性を実感した際（大きな病気をしたとき等）に、遺言の作成に至ることが考えられる。このような抽象的作成希望者は、人数としては多く、年齢は様々である。比較的低い年齢層の者でも、家族構成（独身・子どもがいない）等に応じて、作成を希望する場合がある。自分の死後、相続をめぐる紛争が生じる可能性が高いと考えている者はさほど多くなく、専門家に相談するよりは、独自に作成方法を調べて作成することが多いものと思われる。もともと、遺言を作成する段階になって、複雑でよく分からないと考えた場合には、作成を断念する。実際、自筆証書遺言の作成を試みたものの、その要件の複雑性等により、遺言の作成を断念する者がいることが、インタビュー調査からうかがわれた。そのため、信頼できる自筆証書遺言のひな型や、アクセスのしやすい遺言作成支援があれば、遺言（特に自筆証書遺言）を作成する可能性があると考えられる。

このタイプの者は、デジタル機器等の操作に一定程度慣れている者であれば、デジタル化された遺言の作成も選択肢に含まれるものと考えられる。どれだけ利用されるかは、作成方法がどれだけ簡明か（主として、方式そのものの簡明さ）によると考えられる。また、（費用面も含め）アクセスのしやすい支援制度があれば、積極的に利用するものと考えられる。

(注) 参考資料 2・255 頁以下の分析に依拠した。なお、同分析は、アンケート調査によって把握された公正証書遺言及び自筆証書遺言に対する一般的な認識（同 220 頁以下）を前提としている。すなわち、公正証書遺言については、「公証人が作成してくれるので安心」、「公証役場で保存されるので安心」と回答する者が、それぞれ 20% 程度いたのに対し、「費用が高い」、

「公証役場まで行くのは面倒」、「証人を探すのは面倒」という回答もそれぞれ30%程度であることなどから、公正証書遺言は一定の有用性とニーズはあるものの、遺言作成希望者にとって必ずしも第一の選択肢になるわけではないものと考えられる。また、自筆証書遺言については、全文自書要件等その具体的な方式は必ずしも把握されておらず、また、把握したとしても、
5 方式が厳格であるために、遺言書を作成しても無効になることをおそれ、その作成を断念する例もあることがうかがわれる。

2 想定される利用者等

以上によれば、一般に、現状下で遺言を作成しようとする者として①弁護士等の専門家に相談する高齢者、②専門家に相談せず独自に遺言を作成しようとする高齢者、
10 ③終活のため遺言を作成する中年者等、④リスク管理のため遺言を作成する中年者等及び⑤年代にかかわらず抽象的に遺言作成を希望している者が考えられ、これらの者のうちの一部が、新たな方式により遺言を作成しようとするものと想定される。

ただし、②から⑤までについては、作成に手間がかからず費用が安価であることが望ましく、特に④及び⑤では、手間や費用次第では、その利用が躊躇される可能性がある。また、②については、デジタル機器等の操作が複雑なものでないか、又は作成支援の手当てが望まれ、④については、簡便に内容を変更することができることが求められると考えられる。いずれの場合でも、遺言の真正性・真意性の担保が図られ、
15 遺言が実現されることへの信頼が前提として必要であると考えられる。

以上の点を踏まえ、上記のような観点について、他にも想定される利用者があるか否かなど、どのように考えるか。

また、想定される利用者についての観点を踏まえた上で、新たな遺言の方式について求められる条件や、複数の新たな遺言の方式を設けることの可否等について、どのように考えるか。
25

2 日付

デジタル技術を活用して電磁的記録に係る遺言を作成する場合、作成日として遺言者が記録した日のほかに、デジタル機器によって記録された保存の日や、電子署名を講ずる方式とした場合には電子署名を講じた日が、また、保管制度の利用を義務付けた場合には保管が開始された日がそれぞれ生じ得るところ、遺言制度における日付の意義及び機能を踏まえると、いずれを方式要件としての日付とするかについて、どのように考えるか。
30

(注) プリントアウトした書面を原本とする場合(部会資料2の第2の3の本文の(注)[16頁]参照)には、遺言者が記載した日、又は保管制度の利用を義務付けた場合における保管が開始された日の日付をもって方式要件とすることが
35 考えられる。

(補足説明)

1 日付の意義、機能

5 自筆証書遺言において、自書が要求される「日付」(第968条第1項)とは、真実
遺言が成立した日の日付をいう。自筆証書遺言等において日付の記載が要求される趣
旨は、①日付が遺言者の遺言能力の有無を確認する基準として重要な役割を持つこと、
②互いに抵触する内容を含む遺言が複数存在する場合には、最後のものが有効な遺言
と認められるため(第1023条)、いずれの遺言が有効かを決定する上で日付が重要
10 となること、③普通の方式によるべきか、特別の方式によることができるかの状況を
明らかにするために、日付が有用であることにあると解されている。この趣旨は、デ
ジタル技術を活用した新たな遺言の方式においても異なることなく、日付の記載
又は記録が必要であると考えられ、既存の他の方式による遺言における日付との間で
比較可能である必要があると考えられる(注)。

15 (注) 公正証書遺言については公証人法に基づき公証人が公正証書の作成年月日を記載等し(公証
人法第36条第10号、改正後の公証人法第38条第5号)、また、秘密証書遺言については
公証人が証書が提出された日付を封紙に記載することとされている(第970条第1項第4
号)。

20 特別の方式の遺言については、遺言をした日付を記載することが方式要件として求められ
ておらず、仮に記載された日付の正確性に争いがあっても、これに立ち会った証人等によって
真実の日が立証されれば足りると解されている(最判昭和47年3月17日民集26巻2号2
49頁参照)。

2 デジタル技術を活用した遺言における日付

25 (1) デジタル技術を活用した新たな遺言の方式における原本の在り方及び本文に相
当する部分の在り方としては、部会資料2において検討したとおり、まずは文字情
報又は録音・録画に係る電磁的記録とすることが考えられる。この場合、遺言者が
文書ファイルに文字を入力し、又は録音・録画において述べた日付、これらの電磁
的記録が保存された日付、電子署名を講ずる方式を用いる場合には電子署名が講ぜ
30 られた日付が候補となると考えられる。また、保管制度を設けることとした上で、
保管を義務付けて方式要件と位置付けた場合には、保管が開始された日付も候補と
なる。

このうち、遺言者が文書ファイルに文字を入力し、又は録音・録画において述べ
た日付をもって方式要件としての日付とする場合には、基本的には現行の自筆証書
35 遺言における日付と同様の扱いとなることが考えられ、処理として簡明である一方、
デジタル技術によってその正確性が担保されることはないと考えられる(注1)。

また、電磁的記録を保存した日や電子署名を講じた日は、使用するデジタル機器において設定されている日付に依拠して記録され、当該デジタル機器の日付が誤っていた場合には誤った日付が記録されることとなるから、直ちに方式要件としての日付とすることは困難と考えられる。この点については、遺言作成者においてタイムスタンプを付与することを要件とすることも考えられるものの、過度な負担となり得る（注2）。また、仮に遺言作成のための何らかのシステムを構築することとした場合には、当該システムにアップロードされるファイルの保存時刻が異常な場合にこれを検知する仕組みとすることが考えられるが、システムを含めデジタル技術の活用の在り方については、今後なお検討を要する（注3）。以上のほか、仮に保管制度を設けることとした上で、保管を義務付けて方式要件と位置付けた場合には、保管に係るシステムにおいて正確な日付が設定されていれば、保管が開始された正確な日付を記録することが可能と考えられる。

また、本文の（注）のとおり、書面をもって原本とする在り方とした場合には、遺言者が記載した日付か、又は保管を義務付けた場合の保管が開始された日付とすることが考えられる。

なお、同日に複数の遺言がされる場合があり得るため作成時刻が重要となるとの指摘もあるところ、この点については、現行の遺言の方式でも同様の問題があると思われる（注4）。他方で、新たな方式において、デジタル技術を活用することにより日付のみならず客観的な時刻も記録することができることとなった場合には、現行の方式よりも緻密に複数の遺言の先後関係を判断することができることも考えられる。

- (2) これらの点を踏まえると、日付については、新たな遺言の方式における原本の在り方及び本文に相当する部分の在り方についての検討の方向性を待つ必要があると考えられ、また、デジタル技術の活用も考えられるものの、現時点で、日付について、どのような方向で検討を進めることが考えられるか。

（注1）自筆証書遺言における日付について、最判令和3年1月18日集民265号11頁では、全ての要件を満たした日を遺言成立日とし、遺言書には同日の日付を記載すべきであることを前提としつつ、遺言者が、入院中に自筆証書遺言の全文、同日の日付及び氏名を自書し、退院して9日後に押印した事案において、真実遺言が成立した日と相違する日の日付が記載されているからといって直ちに当該遺言が無効となるものではないと判断されている。また、最判昭和52年11月21日集民122号239頁では、自筆証書遺言に記載された日付が真実の作成日付と相違しても、その誤記であること及び真実の作成の日が遺言証書の記載その他から容易に判明する場合には、日付の誤記は遺言を無効ならしめるものではないとして、書き誤りの場合には直ちに方式違反により無効となるものではないと判断されている。

遺言者が文書ファイルに文字を入力し、又は録音・録画において述べた日付をもって方式要

件としての日付とする場合には、これらの判例がそのまま妥当するものと考えられる。

(注2) タイムスタンプとは、時刻認証局が発行する時刻証明情報であって、電磁的記録がある日時に存在していたこと及びその日時以降に当該電磁的記録が改変されていないことを証明することができる機能を有するものである。(参考資料1・23頁参照)

5 (注3) 日本公証人連合会においては、全国の公証人が公正証書作成業務の際に利用する情報システムを新たに構築する予定であり、作成日時についても、同システムの中で適切に記録される予定である。

(注4) 互いに抵触する遺言が同一日付でされている場合は、後に作成された遺言が優先すると解されている。多くの場合、一切の事情から前後の決定は必ずしも困難ではない、あるとしても極めて稀であると思われるので特にこの点に関する規定が設けられなかったとされているが、前後が全く不明な場合には、矛盾する意思表示が同時にされたものとして、抵触する部分はともに無効となるとする考え方が通説であるとされている。

3 加除その他の変更、撤回

15 (1) 加除その他の変更については、遺言成立後の改変防止措置がされることを前提として、内容を変更する場合には別途新たな遺言を作成することを要するものとし、特段の規律を設けないことも考えられるところ、どのように考えるか。

(2) 撤回については、電磁的記録を原本とした場合には、原本と同一の電磁的記録が複数生じ得るため、一つの電磁的記録の破棄(消去)をもって撤回と扱うことは困難ではないかとの指摘があるところ、その規律を設ける必要性等について、
20 どのように考えるか(注)。

(注) デジタル技術を活用した遺言において書面を原本とした場合には、撤回については、現行の一般的規律に服することとし、特段の手当てをしないことが考えられる。

25

(補足説明)

1 加除その他の変更(本文1))

自筆証書遺言では、加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に押印しなければならないとされている(第968条第3項)。このような厳格な方式が要求されるのは、
30 加除その他の変更があったことが遺言者の死後確証されなければならないからであり、他人の変造を防ぐ趣旨も含まれているとされる(注1)。

デジタル技術を活用した新たな遺言の方式として、例えばワープロソフト等を利用して本文等を作成し、電子署名を講ずることなどによる方式を想定すると、全文自書
35 の場合とは異なり、作成の途上においては容易に変更することができ、成立後の変更であるか否かは明確に区別することができることから、成立後に本文等の変更を認め

ないとしても特段の支障はないものとも考えられる。なお、ワープロソフト等を利用して本文等を作成し、プリントアウトした書面に自書する方式や録音・録画した電磁的記録を遺言の本文とする方式においても、保管を義務付けることなどによって遺言成立後の改変が防止されるのであれば、同様に考えることができると思われる。

5 すなわち、デジタル技術を活用した新たな方式によって遺言を作成する場合、当該遺言の完成に当たり、電子署名を講じるなどして改変困難な措置を講じるのであれば、加除その他の変更に係る規定を設ける必要がないと考えることもできると思われるが、この点についてどのように考えるか（注2）。

10 （注1）法制審議会民法（相続関係）部会における調査審議では、自筆証書遺言の加除その他の変更について、現行法上、他の文書と比べてもかなり厳格な方式が定められていることから、押印を不要として署名のみで足りるとすることなどが提案された。もっとも、押印を不要とすると偽造・変造のリスクが高まる、全文自書の緩和と併せてこれを行うとそのリスクがより高まるおそれがあることなどから、当該提案は採用されなかった。

15 （注2）最判昭和56年12月18日民集35巻9号1337頁は、遺言の作成過程における加除その他の変更についても、第968条第2項（現行の同条第3項に相当）所定の方式を遵守すべきと判示する。もっとも、その理由は、加除その他の変更が遺言の作成過程でされたものであるか否かについて不明であることが多く、そのような不明確な事実関係によって遺言の効力が左右されるのは遺言の方式を定めた趣旨に反するからであると解されており、遺言が成立した後の加除その他の変更であるか否かを明確に区別できる場合にはその趣旨に反するものではないと考えることもできると思われる。

2 撤回（本文(2)）

25 (1) 遺言者は、いつでも、遺言の方式に従って遺言の全部又は一部を撤回することができ、後にした遺言が前の遺言と抵触するときなどの場合には、抵触する部分につき前の遺言を撤回されたものとみなされ、また、遺言者が故意に遺言書を破棄等したときは、その破棄等した部分については遺言を撤回したものとみなされる（第1022条から第1024条まで）。これらの規定は、生前の遺言の撤回が自由であることを前提として、その方式を定めるとともに、撤回とみなされる場合を法定することにより、撤回について疑念が生じることを避けることに意義を有する。

30 これらの規定は、全ての遺言の方式に適用されるものであり、特段の手当てをしなければ、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式についても適用され得るものの、遺言書の破棄（第1024条）については別途の考慮を要すると考えられる。すなわち、自筆証書遺言の場合であれば、物理的に遺言書を破棄すればその趣旨は
35 明らかであり、撤回したものとみなされることに問題はないのに対し、電磁的記録を遺言の原本とする場合、遺言者が管理している元の遺言に係る電磁的記録を破棄

したとしても、他人がそれと同一の遺言に係る電磁的記録を保管しているときには、撤回と判断することが困難であるとの指摘がある（注1）。（なお、保管制度の利用を義務付ける場合には、遺言の原本は必ず保管元で保存されるため、この点に関する問題は生じないものと考えられる（注2）。）

5 そこで、保管を義務付けない場合には、デジタル技術の特性に鑑み、撤回の判断が不可能又は著しく困難となり得ることから、例えば破棄について定める第1024条前段の適用を除外する規律を設けることなどを検討する必要があるとも考えられる（注3）（注4）。他方で、遺言は後の遺言等で自由に撤回することができる上（第1022条、第1023条）、デジタル技術を活用した遺言の場合には原本か否か
10 かを区別できないことから、遺言者が故意に遺言に係る電磁的記録を破棄したのであれば「故意に遺言書を破棄した」（第1024条）と考えた上で、遺言者が故意に遺言データを破棄したといえるかどうかは事実認定の問題と捉え、特段の規律を設けないことも考えられる。

15 以上の点を踏まえ、撤回に関する規律を設ける必要性や、規律を設ける場合の内容等について、どのように考えるか（注5）。

(2) 本文(2)の（注）記載のとおり、書面をもって原本とする在り方とした場合には、
15 現行の自筆証書遺言等と同様に考えることができるため、特段の手当てをしないことが考えられる。

20 (注1) デジタルデータは複製コピーが可能であり、元データと複製コピーされたデータは基本的にはハッシュ値も同一であって区別できないものの、NFT（Non-Fungible Token）という
25 技術を用いることで、特定のデジタルデータを唯一無二の非代替的なデジタルデータとすることができ、元データと複製コピーを区別することが可能となる。もっとも、当該技術の利用が一般化しているとはいえない現状において、当該技術の利用を前提とすることは現実的な
25 選択肢ではないとも考えられる。（参考資料2・276頁参照）

(注2) 遺言書の破棄は、遺言書自体についてされなければならないが、公正証書遺言の場合は、原本
25 が公証人役場に保存されている限り、遺言者が手元にある正本を破棄しても撤回の効力は生じないとするのが通説であるとされる。

(注3) イギリスにおいて、政府から独立して法改正の検討を行う機関である「Law Commission」
30 による2023年試案では、電子遺言でも分散台帳技術で単一の原本という概念をもつことが可能であることや登録を義務付けることなどによって、電子遺言の撤回に関する問題について
30 対応することが選択肢の一つとして言及されている（参考資料2・163頁以下参照）。

(注4) アメリカの統一電子遺言法第7条(b)では、(1)電子遺言の全部若しくは一部を明示的に若
35 しくは抵触によって撤回する後の遺言、又は、(2)遺言の全部若しくは一部を撤回する意思をもって、遺言者がその行為を行ったこと若しくは他の者に指示をしてこの者が遺言者の物理的
35 立会いのもとでその行為を行ったことが、証拠の優越によって立証された物理的行為に

より、電子遺言の全部又は一部を撤回することができる」とされている。また、カナダの統一遺言法第16条(3)では、疑義のないように、不注意による電子遺言の消去は、遺言を撤回する意思の証拠とはならない旨規定しており、ファイルの偶発的な削除やコンピュータの突然の故障、記憶装置の破損等は、遺言者の意思と関係なく起こり得るものであり、電子遺言が撤回されたと言うためには、そのようなファイルの消去が遺言者の撤回意思と結びついていることが要件となることを明示している。(参考資料2・17、51、52、82、98頁参照)

(注5) 法制審議会民法・不動産登記法部会における調査審議では、遺言の撤回の方式等を見直し、公正証書遺言や法務局で保管している遺言については、それぞれその撤回は当該方式によって行わなければならないもの等とする提案がされた。もっとも、遺言者の最終意思をできるだけ尊重すべきとの観点からは撤回の方式を限定すべきではないとの指摘、遺言者が転居や健康上の理由等で法務局への出頭が困難となった場合には事実上前の遺言の撤回が困難となることも考えられるため撤回の方式を限定すべきではないとの指摘、撤回の方式が限定されると公正証書遺言や自筆証書遺言書保管制度の活用が逆に阻害されかねないとの指摘等があり、当該提案は採用されなかった(法制審議会民法・不動産登記法部会資料15「遺言に関する見直し」及び同部会の令和元年10月8日第8回会議議事録参照)。

4 保管制度の要否等

(1) 保管制度の要否及び設ける場合の保管の主体

電磁的記録に係る遺言については、発見されないリスク、本人が施したパスワードが付されている場合にファイルを開くことができないリスク等が考えられるところ、保管制度を設けることの要否について、どのように考えるか。

保管制度を設ける場合の保管の主体については、公的機関と民間事業者等とがあり得るところ、民間事業者等については業務の適正性・継続性を確保する仕組みが必要となること、公的機関が保管する場合には一元的な検索が可能な仕組みを円滑に実現可能であることなどに留意すべきと考えられるところ、どのように考えるか。

(2) 保管の義務付けの要否

保管を義務付ける場合には、唯一の原本の存在を確保することができる、完成を担保する機能を持たせることができる、電子署名に有効期限があるとの問題を解決することができるなどの指摘に加え、保管申請手続に際しての本人確認手続により真正性の担保等を図ることができるとの指摘もある一方、現行の自筆証書遺言と比較して手続的負担が大きくなる。これらの観点を踏まえ、保管を義務付けるか否かについてどのように考えるか(注)。

(注) 保管を義務付けるものの、保管を欠いても遺言の効力には直ちには影響しないとする考え方もある。

(3) 通知及び検索の仕組みの必要性の有無

保管制度を設ける場合には、遺言の内容を実現する観点から、相続人等が遺言の存否を検索する仕組み及び相続人等に対する通知の仕組みを設けることが相当と考えられるが、どうか。

5 (4) 家庭裁判所における検認の要否

改変防止のための手当及び相続人等が遺言の存在を知ることができる仕組みが設けられることを前提として、家庭裁判所における検認を不要とすることが相当と考えられるが、どうか。

10 (補足説明)

1 保管制度の要否及び設ける場合の保管の主体 (本文(1))

(1) 自筆証書遺言書保管制度

自筆証書遺言については、作成や保管について第三者の関与が不要とされているため、遺言者の死亡後、遺言書の真正や遺言内容をめぐって紛争が生ずるリスクや、
15 相続人が遺言書の存在に気付かないまま遺産分割を行うなどのリスクがあると指摘されていた。そこで、これらのリスクを軽減し、相続をめぐる紛争を防止する観点から、平成30年に成立した遺言書保管法により、法務局において自筆証書遺言書を保管する制度が創設され、令和2年7月から運用が開始された。

同制度においては、

- 20 ・ 本人が出頭して保管申請を行い、遺言書保管官は、公的機関が発行する顔写真付きの身分証明書により本人確認を行う。
- ・ 保管の申請の際に遺言書保管官が自筆証書遺言の方式に関する遺言書の外形的な確認を行う。
- ・ 法務局において遺言書の保管及びその画像情報等の記録・保管を行う。
- 25 ・ 相続人等が遺言書保管事実証明書の交付を請求することにより、特定の遺言者について、自己が相続人等に該当する遺言書が保管されているか否かを把握することができる。
- ・ 相続人等が遺言書の閲覧等をした場合には他の相続人等に対して、また、遺言書保管官が遺言者の死亡の事実を把握した場合には遺言者が指定した者に対して、
30 それぞれ遺言書が保管されていることの通知がされる。

これらによって、自筆証書遺言に伴う上記のリスクの軽減が図られるとともに、遺言内容の実現に資する仕組みが整備された。

加えて、遺言書保管所に保管された遺言書については、家庭裁判所における検認の手続を要しないこととされ、手続的な負担が軽減された。

35 (2) 新たな遺言の方式の保管制度

上記(1)を踏まえると、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式においても、遺

言者が希望する場合には保管制度を利用することができるものとするのが考えられ、第1回会議及び第2回会議でもその旨の意見が多数見られた。なお、家族が所有・管理しているパソコンに遺言に係る電磁的記録が保存されていた場合などを想定すると、遺言が本人の作成したものか否かが争われる場合には、保管場所がその判断に当たっての重要な事実となり得るとの指摘もあり、真意性・真正性の担保等の観点から保管制度を設けるべきであるとの考え方もある。

(3) 保管の主体

仮に民間事業者等において保管するものとした場合には、長期間にわたる業務の継続性や業務の適正性をどのように担保するのか、情報の一元化、検索や通知の仕組み（下記3参照）を実現することが難しくなるのではないかなどの問題がある。

他方、仮に公的機関において保管するものとした場合には、保管の対象物の内容や、それに応じた保管コスト等に応じた制度の在り方を検討する必要があると考えられる。例えば、現在、法務局においては遺言書の原本を保管するとともに、遺言書に係る情報を遺言書保管ファイルに記録して保管しており（注）、データの記録、修正、消去が行われた場合にはその履歴が残る仕様とすることや、データを複数の拠点で保管して災害があった場合にもデータが消去しないようにするなどしてデータの保全をより確実にできるものとしている。プリントアウトした書面や文字情報とした電磁的記録を遺言の原本とする場合には、現状と基本的に変わらず、その保管に特段の支障はないものと考えられるものの、録音・録画した電磁的記録について上記と同様の措置を実施して保管することは過大なシステム負荷やコストを要し困難であると考えられる。

以上を踏まえ、この点について、どのように考えるか。

（注）遺言書保管法では、遺言書の保管期間は遺言者の死亡の日（ただし、遺言者の生死が明らかでない場合においては、遺言者の出生の日から120年を経過した日。以下同じ。）から50年、遺言書に係る情報の管理の期間は遺言者の死亡の日から150年とされている（遺言書保管法第6条第5項、第7条第3項、法務局における遺言書の保管等に関する政令〔令和元年政令第178号〕第5条）。

なお、公正証書遺言は、遺言者の死亡後50年、証書作成後140年又は遺言者の生後170年間保存する取扱いとされている。

2 保管の義務付けの要否（本文(2)）

(1) 保管制度の要否（本文(1)）において検討したリスク等を重視すれば、特にデジタル技術の特性によって発生し得る問題に対処するため、また、遺言の完成を担保し、電子署名の有効期限内に有効性検証を行うことができるなどの観点から、保管を義務付けるべきとの考え方がある。

他方で、この考え方に対しては、自筆証書遺言においても発見されないリスクや
改変のリスクはあり、その他の要件を満たしているにもかかわらず保管を欠くこと
によって遺言が無効となるのはむしろ遺言者の意思に沿わない結果となるため、保
管するか否かについては任意とすべきとの考え方もある。この考え方は、自筆証書
5 遺言と同様、第三者の関与を要せず遺言を作成することができること、遺言の内容
のみならずその存在そのものを秘密にしておくことができること、作成費用がかか
らないことなどのメリットを損なわないようにすべきであり、保管以外の要件で真
正性等が担保されるのであれば、保管の義務付けは過重な要件になるとの考慮に基
づくものと考えられる。

10 上記とは別の観点として、必ずしもデジタル技術のみでは真正性を担保等できな
いと考え、これを担保等する手段として、保管手続における本人確認を要件とすべ
きとの考え方もある。なお、行政機関においては申請人（遺言者）の本人確認を行
うことはできるものの、真意に基づくものであることを担保する観点から作成過程
等を確認する実質的審査は困難であると考えられる。

15 なお、公的機関において録音・録画した電磁的記録を保管することが困難である
と考えられることは前記のとおりである。

以上のとおり、保管を義務付けるか否かについては、新たな方式の遺言に係る保
管以外の要件とも関連し、利便性・簡便性の確保と真意性・真正性の担保等とのバ
ランス、自筆証書遺言書保管制度における保管との兼ね合い等が問題になると思わ
れるが、この点について、どのように考えるか。

20 (2) 本文(2)の（注）記載のとおり、保管を義務付けるものの、それを欠いたとしても
遺言の効力には直ちには影響を及ぼさないとする考え方もある。具体的には例えば、
他の方式要件等によれば本人の意思に基づいて遺言が作成されたものと認められ
るときなど一定の場合には遺言の効力に影響しないものとすることや、保管がされ
25 ていない場合に遺言の効力を生ずるためには裁判所による承認の裁判を要するな
ど、保管とは別の手続を必要とするものとするなどの考え方があり得る。

3 通知及び検索の仕組みの必要性の有無（本文(3)）

公正証書遺言においては、相続人等の利害関係人が、全国の公証役場において、保
30 存された公正証書遺言を検索することができるシステムがある。また、自筆証書遺言
書保管制度においては、上記1(1)のとおり検索及び通知の仕組みが整備されている。

この点について、第1回会議では、遺言は実現されることが重要であり、通知の仕
組み等を検討していく必要があるとの指摘があった。そこで、保管制度を設ける場合
には、相続人等が自己が関係する遺言書の存在を知ることができるようにするため、
35 また、遺言執行者等において最新の遺言を把握して適切に執行できるようにするた
めに、特定の遺言者について、自己が相続人等に該当する遺言が保管されているか否か

を把握するための検索の仕組みや、遺言者が死亡した場合に一定の者に遺言が保管されている事実を通知する仕組みを設けることが考えられる（注）。

5 (注) 新たな保管制度を設ける場合には、既存の制度又はシステムと連携し、一括検索することが望ましいとの指摘がある。この点については、データの共有化の在り方やネットワークシステムの構築の在り方、それに伴う費用負担等検討すべき課題があると考えられる。

4 家庭裁判所における検認の要否（本文(4)）

10 遺言書の保管者又はこれを発見した相続人は、相続の開始を知った後、遅滞なく遺言書を家庭裁判所に提出して、その検認を請求しなければならない（第1004条第1項）。遺言書の検認の趣旨は、検認時における遺言書の状態を確認し、その証拠を保全すること及び利害関係人に遺言書の存在を確知させることにある。

15 公正証書遺言のほか、法務局で保管されている自筆証書遺言については、遺言書保管官が厳重に保管し、遺言書に係る情報も管理することから、保管開始以降、変造等のおそれがなく、保存が確実であるため、検認は不要とされた（第1004条第2項、遺言書保管法第11条）。なお、上記1(1)のとおり、自筆証書遺言書保管制度では、相続人等が遺言書の閲覧等をしたときには他の相続人等に対して、遺言書保管官が遺言者の死亡の事実を把握した場合には遺言者が指定した者に対して、それぞれ遺言書が保管されていることを通知する仕組みがある。

20 デジタル技術を活用した新たな方式の遺言についても、改変防止及び相続人等が遺言の存在を知ることができる仕組みが設けられることを前提として、家庭裁判所における検認を不要とすることが考えられる。

第2 自筆証書遺言の方式要件の在り方

25 1 押印要件

押印要件を見直すことについて、どのように考えるか（注1）（注2）。

30 (注1) 原則として押印を求めるものとしつつ、押印を欠いたとしても、例えば、他の方式要件等によれば本人の意思に基づいて遺言が作成されたものと認められるときなど一定の場合には、遺言の効力には影響しないものとすることも考えられる。

(注2) 自筆証書にこれと一体のものとして財産目録を添付する場合において、その目録の毎葉にする押印（第968条第2項）及び加除その他の変更の際しての押印（同条第3項）の在り方については、全文等にする押印を廃止するのであれば同様に廃止するなど、同様の方向性を検討すべきとも考えられる。

35 2 自書を要しない範囲

自書を要しない範囲を財産目録のほかにも拡大することについて、どのように考

えるか。

(補足説明)

1 押印要件 (本文1)

5 (1) 概要

平成30年民法改正に先立ち行われた法制審議会民法(相続関係)部会における調査審議では、押印要件を廃止する見直しをすることや、加除その他の変更の要件について、署名又は押印の一方のみで足りるとする見直しをすることが提案された。もっとも、押印は遺言書の下書きと完成品を区別する上で重要な機能を果たしており、これを不要とすることは必ずしも相当でないとの指摘や、加除その他の変更につき署名又は押印のみでは偽造・変造のリスクが高まるなどの指摘があったことなどから、それらの要件についてはいずれも維持された。

その後、いわゆるコロナ禍において、社会のデジタル化が急速に進展したこと等に伴い、行政手続や民間の商慣行等における押印の見直し等が図られた状況の下で、領事方式遺言(第984条)については、遺言者及び証人による押印(公正証書による場合)並びに遺言者及び証人による封紙への押印(秘密証書による場合)の要件がいずれも廃止された。これは、外国に滞在する日本人は印章を所持していないことも多く、新たに印章を入手することも困難であるから、押印を要求することで領事方式の遺言の利便性が阻害されるおそれがあることを考慮するとともに、他方で、領事方式の遺言の作成には領事が関与していること、外国においては署名により重要な取引行為等を行う慣行が存在することも多く、そこに居住・滞在する日本人もその慣行に従うと一般的に想定されることなどを踏まえ、署名のみによっても、遺言者の真意に基づく作成が担保されることが考慮されたものである。

また、令和5年公証人法改正による改正後の公証人法第40条第5項は、「列席者は、…署名又はこれに代わる措置として法務省令で定めるもの」を講じなければならないと規定している。列席者の講じる措置は、今後法務省令で細目が定められることとなるが、改正前に求められていた、遺言者及び証人による押印は不要とされている。なお、公証人の押印については、改正後も、公正証書が書面をもって作成される場合には必須とされ(同条第4項第2号参照)、公正証書が電磁的記録をもって作成される場合には、押印に代わる行為として、公証人が、電子署名(公正証書が公証人の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であって、当該公正証書が改変されているかどうかを確認することができる等当該公証人の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして法務省令で定めるもの)を行うこととされている(同項第1号参照)。

35 (2) 本文1

自筆証書遺言の押印について、これに用いる印章については制限がなく、認印であってもよいとされていることからすれば、真意性や真正性の担保に対する押印の役割が必ずしも大きいとはいえず、それらの担保は全文や氏名等の自書により図ることができるとも考えられる。また、上記のとおり、いわゆるコロナ禍において、押印の見直しの機運が高まったことやデジタル技術が進展したこと及びそれに伴う法改正により、重要な文書については、作成者が署名した上その名下に押印することによって文書の作成を完結させるという慣行ないし法意識に変容が生じつつある可能性も否定できない。このことからすると、押印要件を廃止する見直しをすることも考えられる。

もつとも、押印は依然として下書きと完成品とを区別する機能を果たしているとも考えられる。この点については、押印要件を廃止した上で、文書の作成が完結されていることを担保するための押印に代わる新たな方式要件（例えば文章の末尾に署名する、封筒に入れる、冒頭に「遺言書」と記載するなど）を設けることを検討すべきであるとの意見、新たな方式要件を設けることは、方式を複雑化させかえって遺言の作成を躊躇させることになりかねないことから、新たな方式要件を課すのであれば、むしろ押印要件を存置すべきではないかとの意見、押印についての慣行ないし法意識が変容していること（注）を重視し、署名によって下書きと完成品を区別することができると考え、押印要件を廃止するとの意見等が考えられる。

以上を踏まえ、押印要件を廃止することが相当か否か、仮に押印要件を廃止するものとした場合には、これに代わり、文書の作成が完結されていることを担保するための新たな方式要件を設けることの要否等について、どのように考えるか。

（注）アンケート調査では、自筆証書遺言に「押印をする必要はない」との質問（意見）に対して、賛成15.1%、どちらかといえば賛成17.8%、どちらともいえない36.6%、どちらかといえば反対16.7%、反対13.8%との回答割合となっており、押印不要と考える人の割合が高くなっている（参考資料2・227頁）。なお、回答者において、押印は三文判でもよいと解されていることをどの程度認識しているかは不明である。

(3) 本文の（注1）及び（注2）

仮に、押印を求めるとしても、それを欠いた場合の法的効果（サンクション）として遺言を無効とするまでの必要があるか疑問であるとの意見もあり、原則として押印を求めるものとしつつ、それを欠いた場合においても、他の方式要件等によれば本人の意思に基づいて遺言が作成されたものと認められるときなど一定の場合には、遺言の効力には影響しないものとする考え方（注）も考えられる。

自筆証書遺言では、遺言の本文等とともに求められる押印のほか、財産目録の

毎葉への押印及び加除その他の変更の際にも押印が求められているところ、それぞれの場面での押印の意義、機能等を踏まえる必要があるものの、全文等にする押印を廃止するのであれば同様に廃止するなど、同様の方向性を検討すべきとも考えられる。

5

(注) 臨時法制審議会は、昭和2年、「民法相続編中改正ノ要綱」を發表し、第16項第1号において、「自筆証書ニ依ル遺言ニ付テハ日附ノ自書及ビ捺印並ニ民法第千六十八条第二項(引用者注:現行第968条第3項)ノ要件ハ之ヲ欠クモ裁判所ノ認定又ハ家事審判所ノ審判ニ依リテ其効力ヲ認メ得ルモノトスルコト」を提案したが、この改正は実現しな

10

かった。

2 自書を要しない範囲(本文2)

平成30年民法改正により、自筆証書遺言の方式要件が緩和され、自筆証書に財産目録を添付する場合には、その目録については自書を要しないこととされた(第968条第2項)。

15

もっとも、アンケート調査の結果にもあるとおり、財産目録を除く全文等の自書の要件についても、自書が困難な高齢者等に限らず、作成しようとする際の負担感の原因になっていることがうかがえる(参考資料2・222頁以下参照)。

この点については、自筆証書遺言において、証人等が作成に関与せず、財産目録を除く全文等の自書の要件が真意性・真正性を担保し、また熟慮を促していると考えられることから、更なる方式要件の緩和によって偽造・変造のおそれや遺言者が遺言の内容を十分に理解しないまま作成するおそれが増大することも考えられる。

20

そのため、上記負担に対しては、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式を設けることによって対応することとし、自筆証書遺言における自書を要しない範囲については財産目録のほかに拡大しないことも考えられるが、どのように考えるか。

25

第3 秘密証書遺言の方式要件の在り方

現行規定の見直しの必要性やデジタル技術を活用した新たな方式を検討する必要性等について、どのように考えるか(注1)(注2)。

30

(注1) 秘密証書遺言における押印要件については、自筆証書遺言における押印要件の在り方等を踏まえて検討する必要があると考えられる。

(注2) 秘密証書遺言における加除その他の変更の際の押印要件については、第970条第2項が自筆証書遺言について定める第968条第3項を準用していることから、自筆証書遺言における加除その他の変更の際の押印要件の在り方を踏まえて検討する必要があると考えられる。

35

(補足説明)

1 概要

5 (1) 秘密証書遺言は、遺言の内容については秘密にしたまま、その存在自体については明らかにすることができる点に特質がある。その方式要件としては、①遺言者が証書に署名・押印すること、②遺言者がその証書を封じ、証書に用いた印章で封印すること、③遺言者が公証人1人及び証人2人以上の前に封書を提出して、自己の遺言書である旨並びに筆者の氏名及び住所を申述すること、④公証人がその証書提出の日付及び遺言者の申述を封紙に記載した後、遺言者及び証人とともにこれに署名・押印することが定められている(第970条第1項、部会資料2・14頁参照)。

10 秘密証書遺言は、公証役場において保管されないため、遺言者等が原本を保管する必要がある。なお、日本公証人連合会が構築・運用している検索システムにより、秘密証書遺言の有無については、検索することができる。

15 (2) 公正証書に係る一連の手續のデジタル化により、公正証書遺言については、作成手續において遺言者や証人がウェブ会議の方法を利用することや、電磁的記録を公正証書遺言の原本と位置付けた上で、これについて署名に代わる措置として法務省令で定めるものを講ずることが可能とされた(改正後の民法第969条第2項、改正後の公証人法第37条第1項、第2項、第40条第1項、第3項、第5項)。他方、秘密証書遺言については、民法の現行規定が存置され、その性質から、電磁的記録により作成することはできないと解される。

2 本文

25 秘密証書遺言の方式要件について、デジタル技術を活用した在り方を検討する場合、遺言書を封じた封紙(書面)に当たるものを、デジタル技術を活用してどのように実現するかなどの問題があると考えられる。この点については、例えば、遺言者が公証人に対し、郵送により封書を提出し、又はパスワードを付した遺言に係る電磁的記録を送信した上、ウェブ会議を利用して自己の遺言であること等を申述し、公証人が電磁的記録をもって封紙に相当する証書を作成することも考えられる。

30 もっとも、秘密証書遺言は、公証人を含めた第三者に対して遺言の内容を秘密にしたままにすることができる点に特質があるところ、公正証書遺言に比してその作成件数は少数にとどまっている。この点、第2回会議では、事後の紛争を予防する観点等から公正証書遺言を勧めているとの考え方が紹介されるなど、遺言の内容を秘密にすることに対する需要はそれほど大きいものではないとも考えられる。

35 そうすると、現行規定を見直す必要性は高いとはいえず、デジタル技術を活用した秘密証書遺言に相当する新たな方式の遺言を別途検討する必要性も高いとはいえないとも考えられるが、この点について、どのように考えるか。

3 本文の（注1）及び（注2）

本文の（注1）及び（注2）では、秘密証書遺言の押印要件（加除その他の変更の際の押印要件を含む。）については、自筆証書遺言における押印要件の在り方等を踏まえ、検討する必要があると考えられる旨記載している。

なお、前記のとおり、領事方式遺言については、封紙への押印要件は廃止されたものの、封入された証書（遺言書）への押印及び封印は必要とされている。これは、秘密証書の遺言書の作成は領事の面前で行うことが必要とされており、印を必要としても必ずしも利便性を害することにならないこと、また、領事において遺言の内容が遺言者本人の真意に基づくものであることを確認することが予定されていないため、遺言者の真意が正確に記載されていることを遺言書自体により明らかにするため、押印が必要であると考えられたことによる。

第4 特別の方式の遺言の方式要件の在り方

1 デジタル技術を活用した新たな遺言の方式を追加することの要否について

特別の方式の遺言としてデジタル技術を活用した新たな遺言の方式を追加することの要否については、新たな方式を追加する必要はないとの考え方や、普通的方式によっては遺言をすることができない状況下であっても遺言をする機会を確保するなどの観点を踏まえ、新たな方式を追加する必要があるとの考え方があり得るところ、検討の方向性につき、どのように考えるか。

2 現行規定についての検討の在り方

現行規定については、どのような場面で特別の方式を認めるか、及びどのような方式が適切かという観点を踏まえつつ、規定を存置すること、基本的には存置しつつ現代の状況に合わせ一部修正すること、廃止することなどが考えられるところ、検討の方向性につき、どのように考えるか（注）。

（注）現行規定を存置する場合、加除その他の変更の際の押印要件については、自筆証書遺言の規定が準用されていることから、自筆証書遺言における加除その他の変更の際の押印要件の在り方を踏まえて検討する必要があると考えられる。

3 デジタル技術を活用した新たな方式を設ける場合の検討の在り方

特別の方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の在り方については、普通的方式についての検討状況等を踏まえつつ、確認手続といった作成後の手続も踏まえた真意性・真正性の担保等の在り方などにつき、遺言者がその最終意思を表明するのに適した安定性のある方式を定める必要性に留意しながら検討する必要があると考えられるところ、検討の方向性につき、どのように考えるか。

（補足説明）

1 立法経緯及び趣旨

(1) 検討の対象

民法では、特別の方式の遺言として、危急時遺言（死亡危急時遺言（第976条）及び船舶遭難者遺言（第979条））、隔絶地遺言（一般隔絶地遺言（第977条）及び在船者遺言（第978条））並びに領事方式遺言（第984条）の5類型が定められているところ、このうち領事方式遺言は、日本人が日本の領事の駐在する地に在る場合における公正証書遺言及び秘密証書遺言の方式に関する規定であり、本文の検討対象とはしていない。

(2) 立法の経緯

明治31年民法において、特別の方式の遺言として、3つの類型の危急時遺言（死亡危急時遺言、従軍中の軍人・軍属のする危急時遺言及び船舶遭難者遺言）（注1）（注2）（注3）並びに3つの類型の隔絶地遺言（一般隔絶地遺言、従軍中の軍人・軍属のする隔絶地遺言及び在船者遺言）が設けられた。

危急時遺言が設けられた趣旨は、遺言者に疾病や傷病等の事由により死亡の危急が迫っている場合には、自筆証書遺言をすることができず、また、公正証書遺言や秘密証書遺言をする暇がないことが多いことから、例外として口授又は口頭方式の遺言の効力を認めることにあるとされている（注4）。また、隔絶地遺言が設けられた趣旨は、遺言者が隔絶地にいる場合には、遺言書の作成に公証人の関与を求めることができず、公正証書遺言をすることができないことから、一定の信用性を有する者の立会いの下に、公正証書遺言に代わる遺言書の作成を認めることにあるとされている。

そして、危急時遺言のうち、従軍中の軍人・軍属のする危急時遺言及び船舶遭難者遺言については、死亡危急時遺言の要件を遵守させることが不可能な場合が多いことに鑑み、死亡危急時遺言より更に方式要件が緩和されたものとされ、具体的には、口授方式よりも緩和された口頭方式により遺言をすることが可能とされ、証人の人数も2人で足りるなどとされた。

(3) その後の改正

昭和22年の民法一部改正の際、従軍中の軍人・軍属のする危急時遺言及び従軍中の軍人・軍属のする隔絶地遺言が廃止され、それ以外の4類型について、表現や体裁の見直しがされた。また、平成11年の民法一部改正の際、口のきけない者や耳の聞こえない者が公正証書遺言をすることを可能とする改正が行われたことに伴い、死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言についても、それらの者が行うことを可能とする改正が行われた。

（注1）明治民法の起草段階において、起草委員である穂積陳重委員は、特別の方式として「軍人軍属ノ従軍中ノ遺言デアリマスルトカ航海中ノ遺言デアリマスルトカ外國ニ居リ

マスルトカサウ云フヤウナ風ノ場合ニ幾ラカ此處ニ定メテアル儀式ニ據ルコトノ出来ナイ場合ヲ定メマスル積モリデアリマス」と述べており、死亡危急時遺言は規定されていなかった。穂積委員は、死亡危急時遺言について「…随分之ハ一番澤山アリ得ルコトデアリマスルシ又一番澤山間違ヒモ起リ易ク爲リ得ルコトデアリマスル…」と述べ、そうした事例においては、医者を呼んでくるのと同様に、公証人を呼んで口述の遺言を行えばよいから、死亡危急時遺言の規定を置かなかったと説明した。これに対し、尾崎三良委員が、我が国では西洋と異なり若い時に遺言をしておくことは稀で、臨終に際して初めて身近の者に遺志を口述することが通常行われている方法であり、証人の数を増やすなりして、この場合にも遺言が可能となるように考慮してほしいという提案を行った。この尾崎委員の発言に対し、遺言者の真意を適切な方法で確保することができるならばという条件付きで賛成の意思を示す委員もおり、臨終の際の口頭遺言を有効とするか否かについては多数の委員が賛成したものの、遺言者の真意を確保する方法として、争いのない場合は非訟事件で、争いのある場合は訴訟事件に変わるとの案の可否については、賛成意見と反対意見が正半数に割れ、わずかに議長の賛成により決せられた。

(注2) 上記(注1)記載の経緯により死亡危急時遺言の規定が設けられることになったことに伴い、従軍中の軍人・軍属のする危急時遺言が設けられた。その理由につき、穂積委員は、「常人ニモ口頭遺言ヲ許スト云フコトニ議決ニナリマシタ以上ハ従軍者ニハ尙ホ許ス必要ガ出テ來ハシマセヌカ」「兎ニ角常人ニ許シテ軍人軍屬ニ許サヌト云フ譯ニ参リマセヌ」と説明している。

(注3) 明治31年民法では、船舶遭難者遺言の規定は、その方式について、上記(注2)記載の従軍中の軍人・軍属のする危急時遺言の規定を準用している。これは、船舶遭難の場合においては、従軍中の軍人・軍属が死亡危急の状況にある場合と事情が異ならないと考えられたことによるとされる。

(注4) 危急時遺言のうち、死亡危急時遺言は口授方式、船舶遭難者遺言は口頭方式の遺言である。口頭方式の遺言については、遺言者による証人への遺言の趣旨の口授や、口授を受けた者による遺言者及び他の証人への読み聞かせは要件とされていない。その趣旨は、船舶が遭難した場合には、口授方式の遺言をさせることが不可能な場合が多いことに鑑み、死亡危急時遺言より更に方式要件を緩和することにあるとされている(その他、証人の人数要件等が緩和されている。)

2 現行の方式要件

(1) 死亡危急時遺言(第976条)

- ① 疾病その他の事由によって死亡の危急に迫った者であること。
- ② 証人3人以上の立会いがあること。
- ③ 遺言者が証人のうち1人に遺言の趣旨を口授(口がきけない者についての特別あり)すること。

- ④ 口授を受けた者がこれを筆記し、遺言者及び他の証人に読み聞かせ（耳が聞こえない者についての特則あり）又は閲覧させること。
- ⑤ 各証人がその筆記の正確なことを承認した後、これに署名・押印すること。
- ⑥ 証人の1人又は利害関係人が遺言の日から20日以内に家庭裁判所に請求し、その確認を得ること。

「死亡の危急に迫った」ことは、必ずしも客観的なものである必要はなく、遺言者が、自己の死亡の危急が迫っているものと自覚するなど主観的に存すればよいと解されているが、単なる予想や空想、現実に予見し得ない程度では、死亡の危急にあるとはいえないと解される。

「証人3人以上の立会い」が要件とされたのは、比較的多くの者が立ち会うならば、遺言者の真意が正確に伝達され、かつ、それらの立会人が正確であることを承認すれば、遺言が正しく行われることを保障することになるからである。

また、「口授」とは、口で言葉を話して相手方に伝え、その言葉どおり記憶させることをいい、他人が述べたことに対し単に首を振って答えた程度ではこれに当たらない（大判大正7年3月9日刑録24号197頁）。

さらに、「筆記」は、必ずしも口授されたとおりで必要はなく、遺言者の意思に忠実に口授の趣旨が記載されていれば足り、また、タイプされたものでも差し支えないと解されている。筆記の場所については、口授を受けた場所とは異なる場所であったとしても手続違反とはならず（大判昭和8年1月26日法学2号1120頁）、また、証人の1人だけが他の証人とは別の場所で口授を受けて筆記したとしても、遺言の効力に影響しないとされている（大判昭和6年6月10日新聞3302号9頁）。

証人の署名・押印は、遺言者の生存中にされなければならない（大決大正14年3月14日民集4巻102頁）。

なお、危急時遺言及び隔絶地遺言については、遺言者が普通的方式によって遺言をすることができるようになった時から6か月間生存するときは、その効力を生じないものとされている（第983条）。（注）

（注）「遺言者が普通的方式によって遺言をすることができるようになった時」とは、①死亡危急時遺言の場合は、疾病その他の事由による死亡の危急を免れて、自筆証書遺言を作り、又は公証人を招いて公正証書や秘密証書による遺言をなし得るようになった時、②船舶遭難者遺言の場合は、船舶遭難による死亡の危急を免れ、かつ帰還又は日本の領事の駐在する外国の領土に上陸したとき、③一般隔絶地遺言の場合は、隔離された場所から外部との交通遮断の行政処分等が解かれたとき、④在船者遺言の場合は、航海を終わって帰還したり、日本の領事が駐在する外国の領土に上陸したときであると解されている。

(2) 船舶遭難者遺言（第979条）

- ① 遭難船舶中に在って死亡の危急に迫った者であること。
- ② 証人2人以上の立会いがあること。
- ③ 遺言者が口頭（口がきけない者についての特則あり）で遺言をすること。
- ④ 証人が上記遺言の趣旨を筆記し、これに署名・押印すること。
- ⑤ 証人の1人又は利害関係人が遅滞なく家庭裁判所に請求し、その確認を得ること。

「死亡の危急に迫った」ことの意義については、死亡危急時遺言と同様である。

これに対し、死亡危急時遺言とは異なり、遺言者による証人への遺言の趣旨の口授や、口授を受けた者による遺言者及び他の証人への読み聞かせは要件とされていない。また、証人が署名又は押印をすることができない場合には、立会人又は証人がその事由を付記することで、これに代えることができる（第981条）。

証人による「筆記」は、その場でする必要はなく、船舶遭難の状態が止んでからでよいと解されている。

(3) 一般隔絶地遺言（第977条、第980条）

- ① 伝染病のため行政処分によって交通を断たれた場所に在る者であること。
- ② 警察官1人及び証人1人以上の立会いがあること。
- ③ 遺言者が遺言書を作成すること。
- ④ 遺言関係者（遺言者、〔筆記者〕、立会人及び証人）の署名・押印があること。

法文上は、「伝染病のため行政処分によって交通を断たれた場所に在る者」とされているものの、伝染病のため隔離されている者に限らず、一般社会との交通が事実上又は法律上自由に行い得ない場所に在る者全てを含む（例えば、裁判によって刑務所に在る者や地震・洪水等により事実上交通が遮断されている者も含まれる。）と解されている。

また、他人に代筆させる方法により遺言書を作成することも可能であると解されている。

署名又は押印をすることのできない者がいるときは、立会人又は証人がその事由を付記することでこれに代えることができる（第981条）。

(4) 在船者遺言（第978条、第980条）

- ① 船舶中に在る者であること。
- ② 船長又は事務員1人及び証人2人以上の立会いがあること。
- ③ 遺言者が遺言書を作成すること。
- ④ 遺言関係者（遺言者、〔筆記者〕、立会人及び証人）の署名・押印があること。

他人に代筆させることも可能であると解されていること、署名又は押印をすることのできない者がいるときは、立会人又は証人がその事由を付記することでこ

れに代えることができることは、一般隔絶地遺言と同様である。

(5) まとめ

比較の便宜のため、以上の要件のうち主要な要素を表にすると、以下のとおりである。

	方法	立会人・証人	家庭裁判所による確認	効力
死亡危急時遺言	口授方式+証人による署名・押印	証人3人以上	必要	遺言者が普通の方式によって遺言をすることができるようになった時から6か月間生存するときは、その効力を生じない。
船舶遭難者遺言	口頭方式+証人による署名・押印（又はそれらができない旨の付記）	証人2人以上		
一般隔絶地遺言	書面作成（代筆可）+遺言関係者による署名・押印（又はそれらができない旨の付記）	警察官1人+証人1人以上	不要	
在船者遺言	書面作成（代筆可）+遺言関係者による署名・押印（又はそれらができない旨の付記）	船長等1人+証人2人以上		

5

3 デジタル技術を活用した新たな遺言の方式を追加することの要否（本文1）

特別の方式の遺言については、利用件数が少ないことなどを踏まえると、規律を見直す必要性が高いとはいえず、現行規定を存置し、新たな方式を設けないとすることが考えられる（遺言の確認の件数が年間100件から150件程度であること

10

につき、部会資料2第1の3参照）。
しかし、利用件数は少ないものの現行の特別の方式の遺言が一定数利用されており、規律を見直す必要性がないとはいえないことや、普通の方式による遺言をすることが困難なために特別の方式による遺言が認められる状況においては、現代のデジタル機器等の普及状況を踏まえると、スマートフォン等を利用しつつデジタル技術を活用することで、現行の特別の方式と同程度の真意性・真正性の担保ができる

15

のではないかと、特別の方式の遺言こそデジタル技術の活用になじむのではないかと指摘がある。
このような指摘を踏まえて、特別の方式の遺言において、デジタル技術を活用した新たな方式を追加することについて、どのように考えるか。

20

4 現行規定についての検討の在り方（本文2）

(1) 検討の前提

現行規定についての検討の在り方としては、そもそも特別の方式の遺言を認め

る場面の設定が妥当か否か、また、その場面においてどのような方式とするのが相当かといった観点から、現行規定の趣旨を踏まえつつ検討することが考えられる（注）。

5 (注) 現行規定を存置する場合、加除その他の変更の際の押印要件については、自筆証書遺言について定めた規定が特別の方式の4つの類型に準用されていることから、自筆証書遺言における押印要件の在り方を踏まえて検討する必要があるため、本文2の(注)としてその旨を記載している。

10 (2) 特別の方式を認める場面

現行規定における4類型についてみると、死亡の危急のため普通の方式によっては遺言をする暇がない場面において危急時遺言を認め、また隔絶地にあるため公証人の関与を求めることができない場面において隔絶地遺言を認めるとの趣旨（上記1(2)）は、現時点でも合理性があるとも考えられる。他方で、例えば、
15 明治31年民法の制定時と比較すると現代においてはあらかじめ遺言を作成することも行われており死亡危急時遺言は不要ではないか、在船者についての2類型は不要ではないか、更にはそもそも現行の特別の方式は現代の状況に合致しておらず廃止すべきではないかなどの考え方があり得るものと考えられる。

もともと、死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言については、これらの規定を廃止した場合には、危急時におかれた者が遺言を作成できないこととなり、遺言の自由を妨げるのではないかが問題になり得ることに加え、仮に、危急時におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式を設けたとしても、危急時において遺言をしようとする者が、常にデジタル技術を活用した方式を利用可能な状況にあるとは限らないのではないかと指摘も考えられる。

25 また、特に隔絶地遺言については、公正証書に係る一連の手續のデジタル化により囑託人や証人等がウェブ会議を利用して公正証書遺言をすることが今後可能となることなども踏まえると、現在において、隔絶地遺言をする必要がある場合、すなわち遺言書の作成に公証人の関与を求めることができず、公正証書遺言をすることができない場合とはどのような場合かを検討する必要があるとも考えられる。

30 この点については、情報通信技術が進展・普及している現在では、インターネット環境下になく、又はインターネット環境を容易には利用することができないような隔絶地は限られていると思われるものの、およそ存在しないとまではいえず（例えば、刑事施設内など）、また、公正証書の作成手續におけるウェブ会議方式の利用の要件（囑託人からの申出があり、かつ、公証人が当該申出を相当と認
35 めること等。改正後の民法第969条第2項、改正後の公証人法第37条第2項

及び第40条第3項)を満たさない場合や、ウェブ会議を利用して公正証書遺言を作成するために必要な性能を有するデジタル機器を所持していない場合も考えられるところである。

このような点も踏まえ、特別の方式を認める場面について、どのように考えるか。

(3) 方式の在り方

方式の在り方については、現行規定を踏まえつつ、場面設定に応じた方式を検討することが相当と考えられる。

特に死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言については、遺言者が遺言書を承認した痕跡が残らず、また、確認の審判の実務では、遺言者の真意に基づくものであるとの一応の心証が得られれば確認の審判がされる場合が多く(東京高裁昭和42年4月19日決定・判例タイムズ223号258頁、東京高裁平成9年11月27日決定・家裁月報50巻5号69頁、東京高裁平成20年12月26日決定・家裁月報61巻6号106頁等)、真意に基づくものであることの確認の機能を十分には果たしていないなど、真意性の確保がかなり後退しており、現行規定は廃止すべきであるとの指摘がある。

また、船舶遭難者遺言については、死亡危急時遺言と異なり、遺言書は後刻あるいは後日作成されるため、遺言者らへの読み聞かせや証人の承認も必要とされておらず、また、平成11年改正により、聾啞者が遭難し、手話通訳者が、聾啞者がある内容の遺言をした旨通訳したとき、聾啞者である遺言者はその内容を確認することができないまま、その内容が有効な遺言となってしまう、仮に証人が手話通訳に精通していないときには遺言の内容を正確に把握することができず、かえって聾啞者の権利を害するものであるとの批判がある。

このような点も踏まえ、方式要件の在り方について、どのように考えるか。

(4) 遺言の確認

特別の方式の遺言のうち危急時遺言については、遺言者が口頭(口授を含む)で遺言を行い、他人がこれを筆記するという方法は、遺言者の真意が正しく表示されないおそれがあることが考慮され、遺言の日から20日以内に(死亡危急時遺言)又は遅滞なく(船舶遭難者遺言)、証人の1人又は利害関係人から家庭裁判所に請求してその確認を得なければ、その効力を生じないとされており(第976条4項、第979条3項)、家庭裁判所は、遺言が遺言者の真意に出たものであるとの心証を得なければ、遺言書を確認することができない(第976条5項、第979条4項)(注1)。危急時遺言の確認は、遺言の効力を終局的に確定するものではなく、本人の真意に出たものであることの一応の心証を確保しておくものであると解されており、裁判実務における確認に当たり家庭裁判所が得るべき心証の程度は、いわゆる確信の程度に及ぶ必要はなく、当該遺言が一応遺言者の

真意に適うと判断される程度の緩和された心証で足りるものと解されている（注2）。遺言書の確認に対しては、前記(3)記載のとおり、真意に基づくものであることの確認の機能を十分には果たしていないなど、真意性の確保がかなり後退しているとの指摘があるところであり、現行規定について検討するに際しては、確認
5 手続の在り方についても併せて検討することも考えられるが、検討の方向性については、どのように考えるか。

（注1）遺言の確認については、立案当時、法典調査会において多くの議論があり、遺言の日
10 から10日以内とされていた原案に対し、起算日を死亡の日とすることや、期間を短くする又は長くするといった意見があったが、結局のところ、採決によって、現行法と同様の規定に決定された。

（注2）起草委員である梅謙次郎委員は、遺言書の確認を要する理由につき、死亡危急時遺言
15 においては、遺言の趣旨を偽って虚偽の遺言書を作るおそれがないとはいえず、仮に虚偽でなかったとしても、遺言者の精神の衰弱等に乗じて遺言者の真意と異なる遺言をさせるおそれや、遺言者の遺言を聞き間違えるおそれもあることから、特に確認の手続を要するものとしたものであり、確認手続においては、「若シ裁判所ニシテ些少ニテモ遺言
カ遺言者ノ真意ニ出テタルニ非サルノ嫌疑ヲ挟ムトキハ決シテ確認ヲ爲スヘカラス」と
説明している。

5 デジタル技術を活用した新たな方式を設ける場合の検討の在り方（本文3）

20 特別の方式におけるデジタル技術を活用した新たな方式については、場面設定及び方式要件の在り方の点については現行規定及び上記4における検討を踏まえ、また、デジタル技術の活用という観点からは、普通の方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式についての検討内容を踏まえる必要があると考えられる。

25 部会資料2の「第2 デジタル技術を活用した新たな遺言の方式の在り方」を参考に、試みに特別の方式におけるデジタル技術の活用の在り方を例示すると、死亡危急時遺言や船舶遭難者遺言については、パソコン等を利用して全文、日付及び氏名を音声入力し、変換ソフトにより文字情報に変換して作成された電磁的記録とする方法や、遺言者がスマートフォン等のモバイル端末を利用して遺言内容等を録音・
30 録画して保存するといった方法が考え得る。

これらの方法における真意性・真正性の担保等の在り方としては、現行法と同様に証人の立会いを要する在り方や、証人の立会いすらも不要とする在り方も考えられるが、確認の手続の在り方と併せて、どのような真意性・真正性の担保等の在り方が考えられるかを検討する必要があると考えられる。

35 この点に関しては、危急時としては様々な場面が考えられるところ、その場限りの咄嗟の意思の表明と捉えるべきものもあり得ると考えられ、そのうちのどこま

5
でを遺言者の最終意思としての法律行為と認めるのかについては、様々な判断があり得るのではないかと指摘や、特別の方式の遺言について検討するに際しては、非常時において方式は必ずしも重要ではなく、遺言者の真意を何らかの形で後から確認することができればそれを尊重するという考え方に傾く可能性があることを示唆する指摘がある。

以上を踏まえ、デジタル技術を活用した新たな方式を設ける場合の検討の方向性について、どのように考えるか。

10 第5 その他

遺言者の最終意思の実現の観点から、以下の事項等につき法制上何らかの手当てが可能かについて、どのように考えるか。また、その他に検討すべき課題はあるか。

1 遺言能力

2 遺言事項として記載された内容の明確性

3 成年被後見人が行う遺言

15 (補足説明)

遺言者の最終意思を実現するとの観点からは、方式の問題以外にも、遺言能力（遺言者が遺言事項を具体的に決定し、その法律効果を弁識するに必要な判断能力）、遺言事項として記載された内容の明確性（処分行為に該当するか否か、対象財産が何かが明らかでないなどの不明確な記載の防止）、成年被後見人が行う遺言等が問題となる。

1 遺言能力

高齢化社会の進展とともに、認知症等で判断能力が不十分な高齢者がした遺言について遺言能力の有無が争われる事案が多いことから、このような紛争を防止する観点から、遺言能力を担保する手当等があれば望ましいとの指摘がある。

25 もっとも、この点を担保することに資する確なデジタル技術も現時点では見当たらないことなどからすると、新たな方式において何らかの手当てをすることは困難とも考えられる。なお、現在の実務において、後に遺言者の遺言能力が争われる可能性が高い事案では遺言者が遺言について述べる様子を弁護士等があらかじめ録音・録画して証拠化しておくこともあるとされるものの、録音・録画を一般的な方式要件とすることは過大な負担と考えられ、方式要件としての相当性と紛争予防の観点とは区別すべきものとも考えられる。

30 以上を踏まえると、遺言能力を担保等する方策については、公証人において遺言者の遺言能力についても確認することとされている公正証書遺言との棲み分けの問題や方式要件の問題に含めて考えることが相当とも思われるが、この点について、どのように考えるか。

2 遺言事項として記載された内容の明確性

自筆証書遺言の場合、処分行為に該当するか否かや、対象財産が何かが明らかでないなどの不明確な記載など、遺言の趣旨が判然としないために無効と判断され、遺言が実現されないことがあるため、それを防止する必要があるのではないかと指摘がある。

この点については、例えばウェブサイト上でフォーマットを用い、相続財産、推定相続人、受遺者、遺言執行者、相続分の指定、遺贈等の記載事項につき、項目化・フォーマット化して入力することとし、入力に漏れがある場合にはその旨の表示がされるなどすれば、遺言の作成が容易となる上、遺言事項の内容が明確となり、不明確な記載を一定程度防止することが可能とも考えられる。他方で、このような作成の在り方では、本人による入力を求めるか否かによってもその程度は異なり得るものの、遺言の作成に当たっての真意性や熟慮性の確保という点において不十分となり得るほか、家族等による働きかけの心理的ハードルが下がり、家族等による介入につながりやすいとの指摘もある。また、第2回会議では、そもそもこの点については遺言の方式要件の問題として考えるのではなく、例えば法務省のホームページで遺言事項の文例を示すことなどにより、遺言の書き方（文例）が分からない利用者に対応することも考えられるとの指摘もあった。

以上を踏まえると、遺言事項として記載された内容の明確性を担保する方策については、自筆証書遺言等にも共通する作成支援の問題として整理することが考えられるが、この点について、どのように考えるか。

3 成年被後見人が行う遺言

成年被後見人が事理を弁識する能力を一時回復した時において遺言をするには、医師二人以上の立会いがなければならず、遺言に立ち会った医師は、遺言者が遺言をする時において精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く状態になかった旨を遺言書に付記して、これに署名し、押印しなければならない(第973条)。この趣旨は、成年被後見人は、一般的に事理を弁識する能力を欠くものの、その能力を回復した場合に遺言をすることを認めることは同人にとって有益であることから、一定の要件を満たした場合には遺言をすることができるとしたものである。もっとも、実務上、成年被後見人が遺言をするに際し、医師二人以上の立会いを求めるのは困難であり、成年被後見人による遺言を事実上断念させているとの指摘がある。

成年被後見人については、事理を弁識する能力を欠く常況にあるために後見開始の審判を受けた者であり、同人が遺言をするときに事理を弁識する能力を回復しているか否かの判断について慎重な検討が求められているとも考えられることからすると、医師二人以上の立会いを要することはやむを得ないとも考えられる。

この点については、現在、民法（成年後見等関係）部会において、成年後見制度の

見直しに関する調査審議が行われており、同部会における議論にも目配りする必要があると考えられるところ、どのように考えるか。

4 その他

- 5 その他に検討すべき課題はあるか。

以上